

(大分海区漁業調整委員会 あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為(以下「まきえ船釣り等」という。)を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

(禁止区域等)

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域。ただし、イからチまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上支障がないとして承認した船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒(日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒)の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒(日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒)の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関崎灯台

点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒(日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒)の経線と大分市の北側海岸線との交点

点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒(日本測地系で北緯三十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒)の点

点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒(日本測地系で北緯三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒)の点

(承認申請者)

二 前項ただし書に規定する承認(以下「承認」という。)申請は、次の者が行うものとする。

1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者

2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者

3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者(承認対象船舶)

三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。

1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定(以下「漁場利用協定」という。)を締結した団体の構成員が使用する船舶

2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し誓約した者の使用する船舶

(漁場利用協定)

四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。

1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。

- 2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。
(承認証の交付)
- 五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。
(承認証の備付義務)
- 六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。
(指摘事項の遵守)
- 七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
(承認の取消し)
- 八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。
(取扱要領)
- 九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。
(指示の有効期間)
- 十 この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。